

令和6年10月9日

◎西森（雅）委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

（9時57分開会）

御報告いたします。4日の委員会において、坂本委員から文化国際課及び歴史文化財課に対する質疑の中で依頼をしておりました資料の提出がありましたので、ご確認ください。

《委員長報告取りまとめ》

◎西森（雅）委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。お諮りします。

委員長報告の文案については、内容を検討お願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案、第9号議案、第18号議案、以上6件については、全会一致をもって、第10号議案から第13号議案及び第17号議案、以上5件については、賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、「地震対策推進事業費」について、執行部から、南海トラフ地震対策として、国による最新の知見を踏まえた被害想定の見直しにあわせて、本県の詳細な被害想定の見直しを行うための調査を委託する経費である。

調査は、基礎資料となる地形や地質調査、堤防などの構造物、人口など最新のデータを収集するとともに、地震動予測や津波浸水想定を基に、建物被害、人的被害を算出した上で、被災シナリオを作成することとしている。

なお、被害想定の見直しに当たっては、有識者による検討会で学術的、専門的な助言を得て、令和8年3月に見直し結果を公表する予定であるとの説明がありました。

委員から、国の被害想定の見直しの公表が12月に遅れているのは、能登半島地震の影響によるものかとの質疑がありました。

執行部からは、能登半島地震の影響に加え本年8月の南海トラフ地震臨時情報の検証もあわせて行っているため、現在予定している12月から遅れる可能性もあるとの答弁がありました。

委員から、津波避難の意識調査や耐震化、構造物の整備状況など、どの時点での数値を判断材料として見直しを検討するのかとの質疑がありました。

執行部からは、今年度調査した津波早期避難意識率や住宅の耐震化率がもともになると考えている。

また、ハードの整備状況については、被害想定をいつ実施するかに応じて最新のデータを反映させたいとの答弁がありました。

別の委員から、前回策定時の10年前から、地形や地質などはあまり変化はないと思われるが、今回新たに実施する地質調査は何に着眼して実施するものかとの質疑がありました。

執行部からは、新たに調査を実施するものではなく、これまで公共事業におけるボーリング調査などで蓄積された国のデータを用いて被害想定に反映させることを考えているとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第1号「令和6年度高知県一般会計補正予算」のうち、「男女共同参画推進事業費」について、執行部から、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた県内向けプロモーションを展開するための経費であり、企業、地域や親世代、子育て世代のそれぞれターゲットごとのテーマで動画を制作し、テレビCMやSNSなどを活用し意識啓発を行うこととしているとの説明がありました。

委員から、今回のプロモーションを効果的、継続的に行っていく上で子育て世代の手前となる若者に対してのプロモーションも重要ではないかとの質疑がありました。

執行部からは、総合企画部の県外向けの移住プロモーションとあわせて、若者や女性の方をターゲットにしたプロモーションを展開していくこととなっているとの答弁がありました。

別の委員から、男性の育児休業取得について、会社の業態や規模によっては育児休業が取得できない企業もあり、そういったところへはどのようにアプローチしていくのかとの質疑がありました。

執行部からは、企業において育児休業が取得しやすい環境を整えていくために、意識啓発をしながら企業の休暇制度や環境整備などもあわせて行う必要があるため、商工労働部と連携して取組を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、プロモーションを行うことによる高知県の目指す姿が、企業の経営側にとってどのようなメリットがあるのかしつかり説明を尽くす必要があるのではないかとの質疑がありました。

執行部からは、「共働き・共育て」推進のこうち共同宣言を行った団体に対して、県の各部局長が男性の育児休業取得や共働き・共育てを推進することのメリットなどを説明することで調整しているところであるとの答弁がありました。

複数の委員から、企業をターゲットにした動画イメージは、男性の育児休業取得だけに焦点を当てているが、職場内での女性の人権や多様な価値観を尊重する意識啓発もあわせ

て取り組んでいかなければならないのではないかと質疑がありました。

執行部からは、女性が、家庭内で家事・育児に携わる時間は、男性の3倍近くになるという調査結果から家庭内での役割分担の見直しのきっかけとして、まずは男性の育児休業取得を推進していくこととした。男女共同参画の視点では、現在意識調査を行っており、調査結果も踏まえ家庭や職場内での男女共同参画の取組について検討していくとの答弁がありました。

次に、文化生活部についてであります。

第10号から第13号までの各県立施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案及び第17号「高知県都市公園条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、近年の物価高騰や賃金水準の上昇などの影響により、指定管理施設の運営費が増加していることを踏まえ、将来にわたって指定管理施設が安定的に運営していけるよう利用料金等の基準額を改定するものであるとの説明がありました。

複数の委員から、料金を値上げすることにより県民が文化・芸術に触れる機会が少なくなるのではないかと。公共施設であれば、設置者である県において負担すべきではないかとの質疑がありました。

執行部からは、施設の管理代行料については、施設を利用していない方も含めた県民の方に税金として負担していただいている。今後も施設を安定的に運営していくために、その負担をさらに増やすのではなく受益者側の負担について、今回見直しをさせていただくこととした。

料金の見直しによる利用者減少の影響について、施設側も危惧しているところではあるが、現在、総務部において検討している指定管理者制度の見直しによるインセンティブなどにより施設の魅力を高める取組を進め文化・芸術に触れる機会を確保していきたいとの答弁がありました。

委員から、既に来年4月以降の予約をしている方の利用料金はどのようにするのかとの質疑がありました。

執行部からは、どの時点の利用料金を適用するかについては、現在、各施設と協議をしているところであるとの答弁がありました。

さらに委員から、既に来年4月以降の予約をしている方は、改定前の利用料金で算定した上で予約をしているので改定前の利用料金を適用するなど丁寧な対応を心がけて欲しいとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎西森（雅）委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 7ページ目の利用料金の値上げの件に関してですけれども、下から7行目のところに、複数の委員から料金を値上げすることによりという部分があるんですけども、料金の値上げをすることによりの手前に、諸物価高騰で県民の暮らしも大変な中、料金を値上げすることによりと続けて頂きたいと思って。県民の暮らしが大変な部分を入れてもらいたい。

◎ 複数の委員がそういうふうにしたわけではない。

◎ 皆が全部のことを言ったわけではなくて、いろいろ分かれています。

◎ 複数の委員からは残しておいていいですか。

◎ いいです。

◎西森（雅）委員長 正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎西森（雅）委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎西森（雅）委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査及び調査をしたいので、案のとおり申し出ることに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎西森（雅）委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(10時10分閉会)